

小田原市国基準訪問型サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A 2	1111	訪問型独自サービス11	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき			
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割	1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位			
A 2	1211	訪問型独自サービス12	(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき			
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割	2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位			
A 2	1321	訪問型独自サービス13	(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき			
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割	3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位			
A 2	2411	訪問型独自サービス21	(1) 身体介護を行う場合(生活援助含む)	287	1日につき			
A 2	2511	訪問型独自サービス22	(2) 生活援助のみ行う場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位			
A 2	2621	訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合	220単位			
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	163	163			
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	(1) 身体介護を行う場合(生活援助含む)	3単位減算	-3	1回につき	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助のみ行う場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	2単位減算	-2		
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	(1) 身体介護を行う場合(生活援助含む)	3単位減算	-3	1回につき	
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助のみ行う場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	2単位減算	-2		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき		
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算				
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算				
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算				
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき		
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき		
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき		
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき		
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき		
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき		
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき		
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき		
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200		
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算	1月につき		
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算			
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算			
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算			
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算			

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。